

稲城市まちづくり条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、稲城市まちづくり条例（令和7年稲城市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 条例第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (2) 近隣住民等 条例第2条第4号に規定する近隣住民等をいう。
- (3) 葬祭場 業として葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とした施設をいう。
- (4) 遺体安置施設 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管（運送契約に基づく一時保管を含む。）する施設をいう。
- (5) エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存又は修復等の作業を行う施設をいう。
- (6) ペット火葬場 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死骸を火葬する焼却炉の設備を有する施設（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項の死亡獣畜取扱場を含まない。）をいう。
- (7) ペット霊園 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死骸を埋葬し、又は焼骨を埋蔵し、若しくは収蔵するための設備を有する施設（化製場等に関する法律第1条第3項の死亡獣畜取扱場を含まない。）をいう。
- (8) ドッグラン施設 料金を支払うことにより、犬を自由に運動させ、又は犬同士で遊ばせることができる施設をいう。
- (9) 興行場 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。
- (10) パチンコ店等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業を目的とする施設をいう。

(近隣住民等の範囲)

第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める近隣住民等の範囲は、別表第1に掲げるところによる。

(まちづくりの基本となる計画等)

第4条 条例第5条第3号による市のまちづくりの基本となる計画等で、市長が必要と認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の基本計画
- (2) 稲城市環境基本条例（平成15年稲城市条例第5号）第8条第1項の環境基本計画
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の市町村地域防災計画（地区計画等の住民原案の申出）

第5条 条例第15項第2項に規定する書類は、地区計画等の住民原案申出書（様式第1号）とする。

(協働による課題の提案)

第6条 条例第22条に規定する提案は、協働による課題提案書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(大規模土地取引行為の届出)

第7条 条例第26条の規定による大規模土地取引行為の届出は、大規模土地取引行為届出書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(周辺の環境に著しく影響を与えるおそれのあるもの)

第8条 条例第28条第1項第2号に規定する周辺の環境に著しく影響を与えるおそれのあるものとして規則で定める事業は、別表第2に掲げるとおりとする。

(特定事業構想の届出)

第9条 条例第28条第2項の規定による特定事業構想の届出は、特定事業構想届出書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(特定事業構想の届出の標識の設置)

第10条 条例第30条第2項の規定により設置する標識は、特定事業構想標識板（様式第5号）とし、敷地内の近隣住民等から見やすい場所に事業の完了又は廃止まで設置するものとする。

2 条例第30条第3項に規定する標識設置の報告は、標識設置報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて標識設置後、速やかに市長に提出するものとする。

(特定事業構想に関する説明会の開催)

第11条 事業者は、条例第30条第4項の説明会を開催するときは、戸別訪問、ポスティング等の方法によりあらかじめ近隣住民等に対しその旨を周知するものとする。

2 前項の規定による周知は、当該説明会の開催の1週間前までに行わなければならない。

3 条例第30条第5項に規定する説明会開催の報告は、説明会開催報告書(様式第7号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(特定事業構想に関する意見書等の提出)

第12条 条例第31条第1項に規定する意見書の提出は、特定事業構想意見書(様式第8号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 条例第32条第1項の規定による見解書の提出は、特定事業構想見解書(様式第9号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(特定事業構想の変更の届出)

第13条 条例第38条第1項に規定する特定事業構想の変更の届出の提出は、特定事業構想届出書(変更)(様式第10号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(一連の事業)

第14条 条例第39条第2項の規則で定める一連の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 同一の者が行う事業で、かつ、土地の利用目的が同一の事業

(2) 同時期に行われる事業又は時期を異にして行われる事業であって、後行する事業が先行する事業の完了日から1年以内に行われるもの

(事業計画承認申請書)

第15条 条例第40条の規定による事業計画承認申請は、事業計画承認申請書(様式第11号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 事業者は、前項の事業計画承認申請書の記載事項に変更があったときは、次の

各号に掲げる場合において、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業者が変更となった場合 事業者変更届（様式第12号）
- (2) 変更内容が軽微な場合 軽微変更届（様式第13号）
- (3) その他の場合 事業計画承認申請書（変更）（様式第14号）

（事前審査願）

第16条 事業者は、条例第41条の規定により事前審査願（様式第15号）を提出するときは、計画説明書（様式第16号又は様式第16号の2）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（事業計画に係る標識の設置等）

第17条 条例第42条第1項の規定により設置する標識は、開発等事業標識板（様式第17号又は様式第17号の2）とし、敷地内の近隣住民等から見やすい場所に事業の完了又は廃止まで設置するものとする。

2 前項の規定により標識を設置したときは、標識設置報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

3 条例第42条第3項に規定する報告は、住民説明報告書（様式第18号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（事業計画不承認書の交付）

第18条 市長は、条例第44条の規定による審査の結果、開発等基準に適合していないと認めるときは、その内容及び理由を示し、内容の補正をすべき旨及び補正の期限を記載した書面（以下「補正通知書」という。）を当該事業者に交付するものとする。

2 条例第46条第1項の規定により交付する事業計画不承認書の様式は、様式第19号のとおりとする。

（着手届）

第19条 条例第50条第1項に規定する届出は、着手届（様式第20号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（完了届等）

第20条 条例第50条第2項に規定する届出は、完了届（様式第21号）に必要な書類

を添えて市長に提出するものとする。

2 条例第51条第3項に規定する通知は、是正通知書（様式第22号）により行うものとする。

3 事業者は、開発等事業を廃止しようとするときは、廃止届（様式第23号）により市長に届け出するものとする。

（勧告等）

第21条 条例第52条の規定による勧告は、勧告書（様式第24号）により行うものとする。

2 条例第53条第1項の規定による命令は、命令書（様式第25号）により行うものとする。

3 条例第53条第2項の規定による命令は、命令書（様式25号の2）により行うものとする。

（公表）

第22条 市長は、条例第54条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を、市ウェブサイトへの掲載その他市長が適当と認める方法で公表するものとする。

(1) 事業者名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

(2) 開発等事業の事業地

(3) 違反の事実

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第54条第2項の規定による通知は、公表通知書（様式第26号）を事業者へ送付しなければならない。

3 事業者は、前項に規定する公表通知書の送付を受け意見を有するときは、当該通知に記載された提出期限までに意見を記載した書面を市長に提出することができる。

（委任）

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、都市建設部長が定める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

事業区分		近隣住民等の範囲
条例第28条第1項に規定する特定事業（条例第39条第1項第2号に規定する開発等事業に該当する場合を除く。）		事業区域の境界から水平距離50メートルの範囲内の区域に居住する者、事業を営む者、土地所有者等、在勤者又は在学者（以下「居住する者等」という。）
条例第28条第1項に規定する特定事業のうち条例第39条第1項第2号に規定する開発等事業に該当する事業		事業区域の境界から水平距離が当該建築物の高さの2倍又は50メートルのうち大きい範囲内の区域に居住する者等
条例第39条第1項第1号又は第3号に規定する開発等事業	事業面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合	事業区域の境界から水平距離20メートルの範囲内の区域に居住する者等
	事業面積が1,000平方メートル未満の場合	事業区域に隣接している区域内に居住する者等をいう。
条例第39条第1項第2号に規定する開発等事業	事業面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合	事業区域の境界から水平距離が当該建築物の高さの2倍又は20メートルのうち大きい範囲内の区域に居住する者等
	事業面積が1,000平方メートル未満の場合	事業区域に隣接している区域に居住する者等をいう。

別表第 2（第 8 条関係）

種別	事業の種類
1	(1) 葬祭場

	(2) 遺体安置施設
	(3) エンバーミング施設
2	(1) ペット火葬場又はペット霊園
	(2) ドッグラン施設
	(3) 床面積の合計が15平方メートルを超えるペットの繁殖施設又は飼育施設
3	興行場
4	パチンコ店等